

特定施設等の規制区域と規制基準

騒音規制法及び鳥取県公害防止条例に係る規制基準

単位：dB（デシベル）

法令等 時間区分 指定区分	騒音規制法及び鳥取県条例			鳥取県条例	都市計画法による 地域の区分
	朝・夕 朝 6:00～8:00 夕 19:00～22:00	昼間 8:00～19:00	夜間 22:00～6:00	深夜 22:00～6:00	
第1種区域	45	50	45	45	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域	50	60	45	45	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域
第3種区域	65	65	50	50	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域	70	70	65	65	工業地域
その他の区域	—	—	—	45	工業専用地域、臨海地域内の 分区及び工業のための埋め 立て地を除く

※鳥取県公害防止条例は、すべての事業活動に伴う深夜の騒音が対象です。

※規制値は、特定施設等のある敷地と隣接地との境界線上における値。

昭和47年3月30日 鳥取県規則第21号

平成15年6月13日 鳥取県告示第378号

平成30年3月29日 米子市告示第61号

振動規制法に係る規制基準

単位：dB（デシベル）

時間区分 指定区分	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～8:00	都市計画法による 地域の区分
	第1種区域	60	
第2種区域	65	60	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

※規制値は特定施設等の敷地と隣接地との境界線上における値。

平成15年6月13日 鳥取県告示第382号

平成30年3月29日 米子市告示第63号